

移動介助調査項目

氏名： ()歳 受付者：

1 歩行について

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

判断基準

「見守り等」

- ・壁、家具等を頼りにすれば歩ける場合
- ・杖や手すり、歩行器などを利用すれば歩ける場合

「一部介助」

- ・介護者が、手を添える、身体を支えるなど部分的な介助が行われている場合

「全介助」

- ・何かにつかまったり、支えられても歩行が不可能で、常時車イスを利用している場合
- ・寝たきりなどで歩行できない場合
- ・歩行可能であるが、医療上の必要により歩行制限が行われている場合

2 移乗について

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

判断基準

「見守り等」

- ・一連の移乗の動作に合わせ、車いすを本人のおしりの下に挿し入れる場合も含まれる

「一部介助」

- ・介護者が、手を添える、身体を支えるなど部分的な介助が行われている場合

「全介助」

- ・自分では移乗が全くできないため、介護者が抱える、運ぶ等全面的な介助が行われている場合

3 移動について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1.できる 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

判断基準

「見守り等」

- ・介助なしに移動はできるが、よく転倒するなど、助言や見守りが必要な場合

「一部介助」

- ・自分一人では移動できないため、部分的に介助が行われている場合
- ・段差で車いすを押すなどの介助が行われている場合

「全介助」

- ・自分では移動が全くできない場合
- ・徘徊や多動があり、日常生活上全場面で介助が必要な場合
- ・医療上の必要から移動が禁止されている場合

4 排尿について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1.できる 2.一部介助 3.全介助

判断基準

「一部介助」

- ・見守りや声かけ等の支援が必要な場合
- ・部分的に支援が必要な場合
- ・清拭行為が不十分なため、部分的にやり直しが必要な場合
- ・集尿器やストマ、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿管カテーテルを留置している場合。

「全介助」 (人工透析が行われている場合は全介助)

- ・全面的に支援が必要な場合
- ・清拭行為が不十分なため、全面的にやり直しが必要な場合
- ・集尿器やストマ、おむつ、尿とりパット等を使用したり、尿管カテーテルを留置していて、全面的な支援を受けている場合。

5 排便について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

1.できる	2.見守り等	3.一部介助	4.全介助
-------	--------	--------	-------

判断基準

「見守り等」

・一連の動作の中で、介助は必要ないが、声掛けなど見守りが行われている場合

「一部介助」 次のいずれかの1項目に該当する場合

・トイレまでの移動、移乗に介助が必要な場合

・排泄動作に介助が必要な場合

・排泄後の後始末に介助が必要な場合

「全介助」 次のいずれかの2項目以上に該当する場合（おむつを使用している場合は全介助）

・トイレまでの移動、移乗に介助が必要な場合

・排泄動作に介助が必要な場合

・排泄後の後始末に介助が必要な場合

6 行動について、当てはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

行動関連項目				備考
(1)大声・奇声を出す	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(2)異食行動	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(3)多動・行動停止	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(4)不安定な行動	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(5)自らを傷つける行為	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(6)他人を傷つける行為	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(7)不適切な行為	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(8)突発的な行動	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(9)過食・反すう等(盗食)	・ない	・声掛けが必要	・常時の身体介助が必要	
(10)てんかん	・ない (年1回以上含む)	・月に1回以上	・週1回以上	